

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一（略）</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>使用する無線設備の区別</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 体内植込型医療用データ伝送用の体外無線制御設備</p>	<p>一（略）</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>使用する無線設備の区別</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 体内植込型医療用データ伝送用の体外無線制御設備</p>
<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>（略）</p> <p>受信入力値が次式で求めた値未満の場合に判定を行う。ただし、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数帯域において、次式で求めた受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域を空き状態であるとの判定を行う。</p> <p>$10 \log B - 150 + G$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）</p> <p>Bは、通信状態における最大輻射帯域幅（体内植込型医療用データ伝送用の体内無線設備、体外無線設備又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であって、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デシベルとなる上限及び下限の周波数幅（単位Hz）のいずれか最大のものを用いる。）とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>（略）</p> <p>受信入力値が次式で求めた値未満の場合に判定を行う。ただし、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべての周波数帯域において、次式で求めた受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域を空き状態であるとの判定を行う。</p> <p>$10 \log B - 150 + G$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）</p> <p>Bは、通信状態における最大輻射帯域幅（体内植込型医療用データ伝送用の体内無線設備又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であって、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デシベルとなる上限及び下限の周波数幅（単位Hz）のいずれか最大のものを用いる。）とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。</p>
<p>五 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備</p>	

六〇十一 (略)

(略)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

1 (略)

2 ミリ波データ伝送用等及び動物検知通報システム用（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）の特定小電力無線局の無線設備を使用する端末設備等

3・4 (略)

四・五 (略)

五〇十一 (略)

(略)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

1 (略)

2 ミリ波データ伝送用等及び動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する端末設備等

3・4 (略)

四・五 (略)